

監査結果(定期監査・行政 監査)に基づく措置通知

(平成28年5月31日)

T-CAS

監査結果(定期監査・行政監査)に基づき、措置を講じた旨の通知があったものは、次頁以降のとおりです。

平成28年5月31日

高松市監査委員

吉田 正己(よしだ まさみ)

鍋嶋 明人(なべしま あきひと)

藤原 正雄(ふじはら まさお)

白石 義人(しらいし よしひと)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

【監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧】

H28.5.31

通知 No.	監査 実施 年度	告示日	告示 番号 ※	区分 ※	項目	公表文 該当 ページ	所管課等		通知日
No.1	H25	H25.8.20	第20号	指摘	発注簿等に係る事務処理を適正に すべきもの	P3	教育局	高松第一 高等学校	H28.5.2
No.2				指摘	復命書を適正に作成すべきもの	P5			
No.3	H27	H28.3.31	第10号	指摘	適正な復命書の作成について	P17			
No.4				指摘	発注簿に係る事務処理について	P18			
No.5	H26	H27.3.31	第9号	指摘	業務委託契約に係る仕様書の作成 等について	P6	健康 福祉局	国保・高齢者 医療課	H28.5.17
No.6	H27	H28.3.31	第10号	指摘	高松市少年教育指導員の登録に係 る処理について	P13	教育局	生涯学習課	H28.5.12

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

通知No.

No.1

監査実施年度／監査対象		平成25年度／教育局	
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第20号	告 示 日	平成25年8月20日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	通 知 日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	発注簿等に係る事務処理を適正にすべきもの		
内 容	<p>発注簿等に係る事務処理については、発注簿等財務処理要領の規定に基づき適正に行わなければならない、支出負担行為兼支出命令の起案及び回議に当たっては、同要領第4項の規定により発注簿等を確認するとともに、高松市出納員規則第2条第4項の規定により、主管の長は、審査出納員として支出負担行為の確認をし、管理台帳及び発注簿は、同要領第8項の規定により、必要事項を正しく記載し、適宜、記載事項の確認や点検、照合を行わなければならないが、高松第一高等学校の実験実習用品購入に係る発注簿については、単価の記載が誤っているので、今後は、これらの規定により、発注簿等に係る事務処理を適正に行われたい。</p>		
公表文該当ページ	3ページ		
公表文へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki25/820.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	教育局 高松第一高等学校
結 果	<p>本件指摘事項については、平成27年度にも同様の指摘を受けたことから、事務局の全職員に対し、過誤の内容と監査結果で指摘を受けた事実を説明して周知し、発注簿等財務処理要領を再確認するなどの方法により適正な事務処理を行うよう、注意喚起と再発防止の指導を行ったことにより、平成27年度末から、記載誤り、記載漏れ、押印漏れ等の有無の確認を徹底し、適正に処理を行っている。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

通知No.

No.2

監査実施年度／監査対象		平成25年度／教育局	
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第20号	告 示 日	平成25年8月20日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	通 知 日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	復命書を適正に作成すべきもの		
内 容	高松市立学校職員の服務に関する規則第5条第3項の規定により、職員は、出張したときは、帰着後速やかに、その概要を校長に復命しなければならないが、復命書が帰着後1か月後に作成されているものや、復命日等の記載がないものが見受けられたので、今後、出張に伴い復命書を作成する場合には、同規定により、適正に事務処理されたい。		
公表文該当 ページ	5ページ		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki25/820.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	教育局 高松第一高等学校
結 果	本件指摘事項については、平成27年度にも指摘を受けたことから、全教職員に対し、高松市立学校職員の服務に関する規則を再確認し、帰着後速やかに復命書を提出するよう、注意喚起と再発防止の指導を行ったことにより、平成28年度からは、速やかに復命書が作成されている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

通知No.

No.3

監査実施年度／監査対象	平成27年度／教育局
-------------	------------

指摘又は意見	
--------	--

告示番号	高松市監査委員告示第10号	告示日	平成28年3月31日
------	---------------	-----	------------

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	通知日	平成28年5月2日
----	--	-----------------------------	-----	-----------

指摘・意見の項目	適正な復命書の作成について
----------	---------------

内容	復命書の作成については、帰着後1か月以上経過して作成されているものなどが多数見受けられたので、高松市立学校職員の服務に関する規則第5条第3項に基づき、適正に事務処理されたい。
----	---

公表文該当ページ	17ページ
----------	-------

公表文へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki27/331.pdf
----------	---

指摘又は意見に対する措置	
--------------	--

所管課等	教育局 高松第一高等学校
------	-----------------

結果	本件指摘事項については、平成25年度にも指摘を受けていたことから、全教職員に対し、高松市立学校職員の服務に関する規則を再確認し、帰着後速やかに復命書を提出するよう、注意喚起と再発防止の指導を行ったことにより、平成28年度からは、速やかに復命書が作成されている。
----	--

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

通知No.

No.4

監査実施年度／監査対象	平成27年度／教育局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第10号	告 示 日	平成28年3月31日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	通 知 日 平成28年5月2日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	発注簿に係る事務処理について		
内 容	<p>発注簿に係る事務処理については、発注簿等財務処理要領及び会計規則等関係規程の定めるところにより処理しなければならないが、施設修繕等に係る工事用発注簿については、工事発注日を砂消しゴムで修正しているもの、兼命令処理日が現場検査（確認）日より前の日付であるもの、工事写真に小黒板又はカメラ機能による撮影日が写し込まれておらず、工事名、施工業者を記載していないものなど、不適正な事務処理となっているものが多数見受けられたので、適正に処理されたい。</p>		
公表文該当 ペ ー ジ	18ページ		
公表文への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki27/331.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	教育局 高松第一高等学校
結 果	<p>本件指摘事項については、平成25年度にも同様の指摘を受けていたことから、事務局の全職員に対し、過誤の内容と監査結果で指摘を受けた事実を説明して周知し、発注簿等財務処理要領を再確認する方法により適正な事務処理を行うよう、注意喚起と再発防止の指導を行ったことにより、平成27年度末から、記載誤り、記載漏れ、押印漏れ等の有無の確認を徹底し、適正に処理を行っている。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

通知No.

No.5

監査実施年度／監査対象		平成26年度／健康福祉局	
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第9号	告 示 日	平成27年3月31日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	通 知 日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	業務委託契約に係る仕様書の作成等について		
内 容	平成26年度女木・男木診療所臨床検査委託料に係る単価契約に伴う見積徴取 決裁については、契約書案や業務に関する具体的な仕様書の作成・添付がされて いないので、今後は適正に事務処理されたい。		
公表文該当 ペ ー ジ	6ページ		
公表文への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki26/331.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	健康福祉局 国保・高齢者医療課
結 果	本件指摘事項については、課の全職員に対し、注意喚起を図った上、再発防止 に努めることを指導し、平成28年3月25日起案の見積徴取決裁において、契 約書案や業務に関する具体的な仕様書を作成・添付した適正な事務処理を行っ た。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

通知No.

No.6

監査実施年度／監査対象		平成27年度／教育局	
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第10号	告 示 日	平成28年3月31日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	通 知 日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	高松市少年教育指導員の登録に係る処理について		
内 容	<p>高松市少年教育指導員については、個人を登録することを前提としているが、所属団体の代表者変更の届出により、選任・登録手続のないまま、後任の所属団体代表者を指導員として派遣し、報償費を支出しているため、指導員の選任・登録について、適正に処理されたい。</p> <p>なお、高松市少年教育指導員応募用紙について、団体として登録できるとの誤解を生じかねないものとなっているため、様式の見直しを検討されたい。</p>		
公表文該当 ページ	13ページ		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki27/331.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	教育局 生涯学習課
結 果	<p>本件指摘事項については、平成28年2月29日付けで提出のあった登録解除申出書や3月1日付けで提出された「高松市少年教育指導員応募用紙」に基づき、適正な選任・登録を行った。</p> <p>また、高松市少年教育指導員登録要領では、個人の指導員を想定しているものの、「高松市少年教育指導員応募用紙」については、団体も登録できるとの誤解を生じかねない様式となっていたため、平成28年度から様式を改めた。</p>